

平成30年12月に出入国管理法が改正されたことにより、建設業において外国籍の方の受け入れを可能とする特定技能制度が導入され、その運用実績が伸びてきています。そこで、財団では、外国籍の方が今年度以降の給水装置工事主任技術者試験を受験する場合及び令和5年6月以降に開催する給水装置工事配管技能検定会を受検する場合には、在留カード及び特別永住者証明書等の写しの提出を求めないことにして、外国籍の方の受験及び受検を促してまいります。